

協議第72号

「施設の名称の取り扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成17年10月7日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

(平成17年8月19日 第13回協議会 継続協議)

協議第78号

「特別職の職員の身分の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年10月7日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	特別職の職員の身分の取扱い
調整内容	特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。 (平成16年12月16日 第5回協議会確認済)
具体的調整内容	特別職の職員の報酬等は、別紙のとおりとする。

協議第79号

「消防・防災事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成17年10月7日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	消防・防災事業の取扱い
調整内容	消防団員の報酬、出動手当及び福祉共済掛金は、合併までに調整し、新町において定める。 (平成16年11月15日 第1回協議会確認済)
具体的調整内容	出動手当は、有田町の例による。 福祉共済掛金は、西有田町の例による。

協議第 80 号

「行政区の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 17 年 10 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	行政区の取扱い
調整内容	<p>1 区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>2 自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(平成 17 年 1 月 11 日 第 7 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>区行政補助費及び自治公民館運営補助制度は、平成 19 年 3 月までは現行のとおりとする。なお、合併後、平成 19 年 4 月を目標に制度の見直しを行う。</p>

協議第 8 1 号

「町名・字名の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 0 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	町名・字名の取扱い
調整内容	字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。 (平成 1 7 年 1 月 1 1 日 第 7 回協議会確認済)
具体的調整内容	字の名称及び区域は、別紙のとおりとする。

協議第 8 2 号

「一部事務組合等の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 0 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	一部事務組合等の取扱い
調整内容	<p>次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する。</p> <p>(1) 佐賀県町村職員退職手当組合</p> <p>(平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日 第 5 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>・佐賀県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p>